

尾道市営駐車場設置及び管理条例(昭和48年条例第26号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場及び道路法(昭和27年法律第180号)第24条の2第1項の規定により駐車料金を徴収する自動車駐車場(以下「道路附属物駐車場」という。)(以下これらを「駐車場」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 路外駐車場の名称及び位置は、別表第1のとおりとし、道路附属物駐車場の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

(令2条例51・一部改正)

(指定管理者の指定等)

第3条 別表第1及び別表第2に掲げる駐車場の管理は、尾道市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年条例第2号)の規定により市が指定した法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。ただし、同条例第3条第1項の申請がなかったときは又は同条例第4条に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。

(令2条例51・一部改正)

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 駐車場の利用許可に関すること。
- (2) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 駐車場への駐車拒否又は駐車場利用の禁止若しくは制限に関すること。
- (4) 駐車場内の放置自動車の排除に関すること。
- (5) 利用料金の徴収等に関すること。
- (6) 第16条に定めるバスセンター等の利用許可及び利用料金の徴収等に関すること。
- (7) その他市長が定める業務

(平17条例290・令2条例51・一部改正)

(指定管理者の指定の期間)

第5条 指定管理者が駐車場の管理を行う期間(以下「指定期間」という。)は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から起算して5年間とする。ただし、期間満了後の再指定を妨げない。

2 指定期間の始期が4月1日以降であるときは、前項の規定にかかわらず、当該日の属する年度の3月31日までを1年間とみなす。

(利用時間等)

第6条 別表第1及び別表第2に掲げる駐車場の利用区分及び利用時間は別表第3のとおりとし、利用料金は、同表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 市長は、利用者(駐車場を利用する者をいう。以下同じ。)の便宜に供するため、別表第4に掲げる駐車割引券又は磁気カードを発行することができる。

4 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、駐車割引券、磁気カード又は回数券を発行することができる。

5 指定管理者は、特に必要と認めるときは、駐車場の全部又は一部の利用を休止し、又は利用時間を変更することができる。

(平17条例290・令2条例51・一部改正)

(利用料金の不還付)

第7条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰し得ない理由により駐車場を利用できなくなったときは、この限りでない。

(令2条例51・一部改正)

(駐車場の許可)

第8条 利用者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に駐車場の管理上必要な条件を付すことができる。

(令2条例51・一部改正)

(利用の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の利用を許可しないことができる。

- (1) 駐車場の構造上当該自動車を駐車させることができないとき。
- (2) 自動車に発火性又は引火性のある危険物を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設を破損するおそれがあるとき。
- (4) 前3号のほか駐車場の管理に支障があると認めるとき。

(令2条例51・一部改正)

(禁止行為)

第10条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車妨げになること。
- (2) 駐車場の施設を破損すること。
- (3) 前2号のほか駐車場の管理に支障を及ぼす行為をすること。

(原状回復等)

第11条 駐車場及びその附属設備を破損させた者は、直ちに市長の定めるところにより、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(駐車場内の事故責任)

第12条 駐車場内における盗難、自動車の接触又は衝突による事故その他不可抗力による損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。

(利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したときは、利用許可を取り消し、退去を命ずることができる。

2 前項の規定により利用許可を取り消し、又は利用制限、利用停止若しくは退去を命じた場合において、利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者は、それに対し賠償の責めを負わない。

(令2条例51・一部改正)

(減免)

第14条 指定管理者は、市長が特別の事由があると認めるときは、[第6条第1項](#)に定める利用料金及び[第16条第3項](#)に定める施設の利用料金を減免することができる。

(平17条例290・追加、令2条例51・一部改正)

(過料)

第15条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当する者に対しては、5,000円以下の過料を科することができる。

- (1) [第10条](#)の規定に違反した者
 - (2) 係員又は指定管理者の指示に従わず、職務の執行を妨害した者
- (平17条例290・旧第15条繰下、令2条例51・旧第16条繰上・一部改正)

(バスセンター等の利用)

第16条 指定管理者は、駐車場内のバスセンター、店舗施設、貸事務所その他の施設について、それぞれ2年以内の期間に限り、これを市長又は指定管理者が必要と認める者に利用させることができる。ただし、利用期間満了後の再利用を妨げない。

- 2 [前項](#)に定めるもののほか、駐車場内の多目的ホール、会議室又は物産エリアを利用しようとする者は、別に定めるところにより指定管理者の許可を受けなければならない。
- 3 [前2項](#)に定める施設の利用の許可を受けた者は、[別表第5](#)から[別表第7](#)までに掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた利用料金を納付しなければならない。
- 4 利用料金の収入の扱いについては、[第6条第2項](#)の規定を準用する。

(平17条例290・追加、令2条例51・旧第17条繰上・一部改正)

(道路附属物駐車場の利用に関する標識)

第17条 [道路法第24条の3](#)の規定により道路附属物駐車場に設ける標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 駐車料金の額
 - (2) 駐車することができる時間
 - (3) 駐車料金の徴収方法
 - (4) 割増金の徴収に関する注意事項
 - (5) その他道路附属物駐車場の利用に関し必要と認められる事項
- 2 [前項](#)の標識は、道路附属物駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

(平24条例66・追加、令2条例51・旧第18条繰上)

(その他)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

(平17条例290・旧第16条繰下、平24条例66・旧第18条繰下、令2条例51・旧第19条繰上)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- (尾道市宮新尾道駅北駐車場料金徴収条例の廃止)
- 2 [尾道市宮新尾道駅北駐車場料金徴収条例\(平成5年条例第7号\)](#)は、廃止する。

付 則(平成17年12月9日条例第290号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月10日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の公布後最初に中央駐車場及び長崎駐車場に係る指定管理者の指定をする場合に限り、この条例第2条の規定による改正後の尾道市宮駐車場設置及び管理条例(平成17年条例第160号)第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者が駐車場の管理を行う期間は、3年間とする。

付 則(平成24年12月5日条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年12月19日条例第66号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成26年3月19日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の別表第4の規定(同表久保駐車場(屋上及び3階に限る。))の項に係る部分を除く。)及び別表第5の規定(同表新尾道駅北駐車場の部定期利用(継続的に専属する場合)の項に係る部分、同表東尾道駅前駐車場の部定期利用(継続的に専属する場合)の項に係る部分、同表ベルポール駐車場の部定期利用(継続的に専属する場合)の項に係る部分、同表中央駐車場の部専属利用(継続的に専属する場合で午前7時から午後10時まで)の項及び専属利用(継続的に専属する場合で午後5時から翌日午前8時まで)の項に係る部分並びに同表長崎駐車場の部専属利用(継続的に専属する場合で午前7時から午後10時まで)の項及び専属利用(継続的に専属する場合で午後5時から翌日午前8時まで)の項に係る部分を除く。))は、入庫の日時にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に精算を行う使用料又は利用料金の全額について適用する。
 - 3 改正後の別表第4の規定(同表久保駐車場(屋上及び3階に限る。))の項に係る部分に限る。)、別表第5の規定(同表新尾道駅北駐車場の部定期利用(継続的に専属する場合)の項に係る部分、同表東尾道駅前駐車場の部定期利用(継続的に専属する場合)の項に係る部分、同表ベルポール駐車場の部定期利用(継続的に専属する場合)の項に係る部分、同表中央駐車場の部専属利用(継続的に専属する場合で午前7時から午後10時まで)の項及び専属利用(継続的に専属する場合で午後5時から翌日午前8時まで)の項に係る部分並びに同表長崎駐車場の部専属利用(継続的に専属する場合で午前7時から午後10時まで)の項及び専属利用(継続的に専属する場合で午後5時から翌日午前8時まで)の項に係る部分に限る。))及び別表第7から別表第9までの規定は、施行日以後に行う使用又は利用の許可に係る使用料又は利用料金について適用し、施行日以前に行う使用又は利用の許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

付 則(平成29年9月21日条例第32号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成29年9月規則第54号で、同29年10月1日から施行)

付 則(平成31年3月20日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の別表第4の規定及び別表第5の規定(同表新尾道駅北駐車場の部定期利用(継続的に専属する場合)の項に係る部分、同表東尾道駅前駐車場の部定期利用(継続的に専属する場合)の項に係る部分、同表ベルポール駐車場の部定期利用(継続的に専属する場合)の項に係る部分、同

表中央駐車場の部専属利用(継続的に専属する場合で午前7時から午後10時まで)の項及び専属利用(継続的に専属する場合で午後5時から翌日午前8時まで)の項に係る部分並びに同表長崎駐車場の部専属利用(継続的に専属する場合で午前7時から午後10時まで)の項及び専属利用(継続的に専属する場合で午後5時から翌日午前8時まで)の項に係る部分を除く。)は、入庫の日時にかかわらず、この条例の施行の日以後に精算を行う使用料又は利用料金の全額について適用する。

付 則(令和2年9月25日条例第51号)

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

(平17条例290・一部改正、令2条例51・旧別表第2繰上)

名称	位置
新尾道駅南駐車場	尾道市栗原町9350番地10
新尾道駅北第二駐車場	尾道市栗原町9429番地4
東尾道駅前駐車場	尾道市高須町4748番地8
ベルポール駐車場	尾道市東御所町1番19号
尾道駅前駐車場	尾道市東御所町879番地
中央駐車場	尾道市因島土生町1899番地31
長崎駐車場	尾道市因島土生町2579番地1

別表第2(第2条関係)

(令2条例51・旧別表第3繰上)

名称	位置
新尾道駅北駐車場	尾道市栗原町9429番地1

別表第3(第6条関係)

(平17条例290・平24条例59・平26条例8・平31条例19・一部改正、令2条例51・旧別表第5繰上)

名称	利用の区分及び時間	利用料金(駐車区分1区画につき)	備考
新尾道駅南駐車場	一般利用 全日	入庫から30分まで無料 入庫から30分を超えて入庫から1時間まで 150円 その後の20分ごとに 50円 ただし、24時間ごとに1,320円を限度とする。	その後の20分未満の端数は、20分とする。
	定期利用(継続的に専属する場合)	1か月につき 9,900円	利用期間に1か月未満の端数を生じた場合は、1か月として計算する。
新尾道駅北第二駐車場	一般利用 全日	入庫から30分まで無料 入庫から30分を超えて入庫から1時間まで 150円 その後の20分ごとに 50円 ただし、24時間ごとに1,320円を限度とする。	その後の20分未満の端数は、20分とする。
	定期利用(継続的に専属する場合)	1か月につき 5,500円	利用期間に1か月未満の端数を生じた場合は、1か月として計算する。
東尾道駅前駐車場	一般利用 午前5時から午前0時まで	入庫から30分まで無料 入庫から30分を超えて入庫から1時間30分まで 210円 その後の20分ごとに 70円 ただし、24時間ごとに2,100円を限度とする。	その後の20分未満の端数は、20分とする。
	一般利用 午前0時から午前5時まで	1時間ごとに 50円 ただし、24時間ごとに2,100円を限度とする。	1時間未満の端数は、1時間とする。
	定期利用(継続的に専属する場合)	1か月につき 5,500円	利用期間に1か月未満の端数を生じた場合は、1か月として計算する。
ベルポール駐車場	一般利用 全日	入庫から1時間まで 210円 その後の20分ごとに 70円 ただし、24時間ごとに2,510円を限度とする。	1 入庫から1時間未満までの端数は、1時間とする。 2 その後の20分未満の端数は、20分とする。
	定期利用(継続的に専属する場合)	1か月につき マンション入居者 12,570円 その他 15,710円	利用期間に1か月未満の端数を生じた場合は、1か月として計算する。
尾道駅前駐車場	一般利用 全日	入庫から20分まで無料 その後の20分ごとに 100円	その後の20分未満の端数は、20分とする。
中央駐車場	一般利用 午前7時から午後10時まで	入庫から30分まで無料 入庫から30分を超えて入庫から1時間30分まで 170円 その後の30分ごとに 90円	その後の30分未満の端数は、30分とする。
	一般利用 午後10時から翌日午前7時まで	入庫から30分まで無料 入庫から30分を超えて入庫から1時間30分まで 170円 その後の30分ごとに 40円	その後の30分未満の端数は、30分とする。
	専属利用(継続的に専属する場合で午前7時から午後10時まで)	1か月につき 7,550円	利用期間に1か月未満の端数を生じた場合は、1か月として計算する。

	専属利用(継続的に専属する場合で午後5時から翌日午前8時まで)	1か月につき 4,640円	
長崎駐車場	一般利用 午前7時から午後10時まで	入庫から30分まで無料 入庫から30分を超えて入庫から1時間30分まで140円 その後の30分ごとに 90円	その後の30分未満の端数は、30分とする。
	一般利用 午後10時から翌日午前7時まで	入庫から30分まで無料 入庫から30分を超えて入庫から1時間30分まで140円 その後の30分ごとに 40円	その後の30分未満の端数は、30分とする。
	専属利用(継続的に専属する場合で午前7時から午後10時まで)	1か月につき 6,470円	利用期間に1か月未満の端数を生じた場合は、1か月として計算する。
	専属利用(継続的に専属する場合で午後5時から翌日午前8時まで)	1か月につき 3,780円	

別表第4(第6条関係)

(平31条例19・一部改正、令2条例51・旧別表第6繰上)

駐車割引券	駐車割引券(1枚210円)を販売する場合は、10枚単位とし、次に掲げる率により駐車割引券を上乗せするものとする。ただし、上乗せ枚数に1枚未満の端数が生じる場合は、切り捨てるものとする。	
	販売枚数	上乗せ率
	10枚以上の場合	10%分を上乗せ
	100枚以上の場合	12%分を上乗せ
	500枚以上の場合	15%分を上乗せ
	1,000枚以上の場合	20%分を上乗せ
	2,000枚以上の場合	25%分を上乗せ
	3,000枚以上の場合	30%分を上乗せ
	5,000枚以上の場合	市長が別に定める。

別表第5(第16条関係)

(平31条例19・全改、令2条例51・旧別表第7繰上・一部改正)

	区分	1か月の利用料金上限額
中央駐車場	店舗1号	61,810円
	店舗2号	63,800円
	賃貸事務所	113,670円
長崎駐車場	バスセンター	308,000円
	店舗1号	14,300円
	店舗2号	15,400円
	店舗3号	19,800円
	店舗4号	17,600円
	店舗5号	16,500円
	店舗6号	14,300円
	店舗7号	14,300円
	店舗8号	9,900円
店舗9号	13,200円	

別表第6(第16条関係)

(平17条例290・追加、平26条例8・平31条例19・一部改正、令2条例51・旧別表第8繰上・一部改正)

区分	単位	利用料金上限額
その他の駐車場施設	1平方メートルにつき1日	1円57銭

備考 算定した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

別表第7(第16条関係)

(平17条例290・追加、平26条例8・平31条例19・一部改正、令2条例51・旧別表第9繰上・一部改正)

利用料金上限額

区分	8時30分から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	8時30分から17時まで	13時から22時まで	全日	冷暖房設備(4時間までごとに)
多目的ホール	880円	1,050円	1,320円	1,930円	2,370円	2,920円	520円
会議室	480円	580円	720円	1,060円	1,300円	1,600円	310円
物産エリア	580円	690円	860円	1,270円	1,550円	1,910円	420円